

愛川町教育委員会

平成27年4月27日

愛川町教育委員会 4 月定例会会議録

- 1 会議日程 平成27年4月27日（月）
午前9時30分から午前10時16分
- 2 会議場所 愛川町役場2階201会議室
- 3 議事日程 日程第1 会期の決定について
日程第2 前回会議録の承認について
日程第3 教育長報告事項について
（1）教育長報告事項
（2）平成27年度教職員配置状況について
日程第4 平成28年度愛川町立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る愛川町教育委員会の方針について
日程第5 愛川町社会教育委員の委嘱について
認定第6 その他
（1）愛川町埋蔵文化財調査員の委嘱について
- 4 出席委員 委員長 井上正博
委員長職務代理者 平田明美
教育委員 榮利隆一
教育委員 梅澤秋久
教育長 熊坂直美
- 4 説明を要した者及び議事録作成のため出席した者
教育次長 佐藤隆男
教育総務課長 山田正文
生涯学習課長 片岡由美
スポーツ・文化振興課長 相馬真美
教育開発センター指導主事 井上真彰

◎開会

- （井上委員長） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席委員は5人であります。定足数に達しておりますので、愛川町教育委員会4月定例会は成立いたしました。

よって、これより開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでありますから、ご承知願います。

これより日程に入ります。

◎日程第1

- （井上委員長） 日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期であります。本日1日と定めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- （井上委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第2

- （井上委員長） 次に、日程第2、前回会議録の承認についてを議題といたします。

3月定例会分でございます。会議録につきましては既に配付のとおりであります。

これより質疑に入ります。ご意見、ご質疑がありましたらお願いします。

（発言する者なし）

- （井上委員長） よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

- （井上委員長） 特に質疑ありませんので、質疑を終結し、表決に入ります。

日程第2、前回会議録の承認について、本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- （井上委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、日程第2、前回会議録の承認については、原案のとおり承認されました。

なお、定例会終了後に会議録署名原本をお返しいたしますので、委員の方は署名をお願いします。

◎日程第3

○（井上委員長） 次に、日程第3、教育長報告事項についてを議題といたします。

（1）教育長報告事項の説明をお願いします。

——教育長より詳細について説明——

○（井上委員長） これより質疑に入ります。（1）教育長報告事項について、お聞きしたいところなどありましたら、お願いします。

（発言する者なし）

○（井上委員長） 私のほうからちょっといいですか。

駅伝についてなんですけれども、半原方面の往復を避けるというのは、国道を通ることですか。

○（熊坂教育長） そこも入れながら検討をしております。全く全部が国道を回るというわけにもいきませんので、一部分は重複をせざるを得ないかと思っておりますが、要は、半原小学校の周りを少し回る形がとれるかなというようなことが入っております。

○（井上委員長） 警察は承知して言っているわけですよね。なかなか難しいという。

○（熊坂教育長） そうですね、国道を通ってもそれほど問題はなさそうな雰囲気が出ております。要は、神奈川駅伝があそこをずっと通るわけですので、そんなことを踏まえると、特にそれはだめだということではないということです。

○（井上委員長） そうですか、わかりました。

ほかはよろしいですか。

○（平田委員長職務代理者） これの資料の2のほうなんですけれども、県教育委員会の市町村立学校のほうで、警告というところがあるんですけれども、（1）のほうが本町にかかわることでしょうか。（1）の平成26年度、平成25年度とありますが、市町村立学校のところで、警告のところの分なんですけれども、（2）が愛川町の教職員に係る数字でしょうか。すみません、お尋ねいたします。

○（熊坂教育長） 平成26年度につきましては、本町の先生方はここの数字には1人もありません。ただ、平成25年度ですか、平成25年度は免職が1人ありましたので、そこに該当いた

しております。4のうちの1人が本町だったということです。

- （平田委員長職務代理者） もう一つ。警告というのは、どういうふうな分に当たるんでしょうか。

（「戒告」と呼ぶ者あり）

- （平田委員長職務代理者） 戒告というのは。
- （熊坂教育長） これは、文書をもって、こういう行為は大変まずいので、今後してはいけませんというような、そういうような文書で出すものでございます。
- （平田委員長職務代理者） 行為というものは、生徒に対しての分に当たるんでしょうか。
- （熊坂教育長） 不祥事ですので、生徒だけではなくて、いろいろな内容が入ってまいります。交通事故の関係も当然入ってきますし、本人がほかの、子どもに対しての行為ではなくて、ほかの部分の行為も出てきます。細かい中身までは報告がありませんので、わかりませんが。
- （平田委員長職務代理者） わかりました、ありがとうございます。
- （井上委員長） ほかにありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

- （井上委員長） よろしいですね。
では、ほかに質疑ありませんので、（1）教育長報告事項については、ご了承願います。
次に、（2）平成27年度教職員配置状況についての説明をお願いします。

——教育長より詳細について説明——

- （井上委員長） これより質疑に入ります。（2）平成27年度教職員配置状況について、お聞きしたいところなどありましたら、お願いします。
- （梅澤委員） 臨任の割合が減ったこと、とてもいいことだなというふうに思っています。もちろん臨任の先生の中にいい先生がいらっしゃるということも踏まえた上での話なんです。が、なぜいいかというところの根拠が、やはり新採用ないし一般の正規の教員には教員の研修が義務づけられており、もちろん臨任にも義務づけられておるのですが、法令化された研修が義務づけられていると。臨任の中には、いわゆる正規の教員経験がない臨任の方もいらっしゃるということで、つまり、正規のそういう教員向けの研修を受けていないまま、つまり、何というんでしょう、教員採用試験が受からない臨任の方も中にはいらっしゃるかと推察をいたします。

そういった状況において、本町において臨任の先生向けのそういう研修が行われているの

かどうか、行われているとしたらば、どのような研修が行われているのか、教えてください。

- （熊坂教育長） 実は教育事務所単位で臨任の先生方の研修をしていただいております。それから、県央教育事務所のほうから指導員という方が各学校を何日か回っていただきます。そういう中で臨任の方の指導もしていただいていると、そんな形で臨任の方の研修をしております。

以上でございます。

- （梅澤委員） ありがとうございます。

加えて。もちろん、OJTというんでしょうか、オン・ザ・ジョブ・トレーニング、現場での学びがやっぱり一番だと思うので、ぜひ臨任の先生も含めた校内での研修制度が深まっていくことを期待しています。

以上です。

- （井上委員長） ほかにありませんか。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

- （井上委員長） では、ほかに質疑がありませんので、（２）平成27年度教職員配置状況については、ご承認願います。

それでは、日程第3、教育長報告事項については以上とさせていただきます。

◎日程第4

- （井上委員長） 次に、日程第4、議案第1号 平成28年度愛川町立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る愛川町教育委員会の方針についてを議題といたします。

提案者の説明をお願いします。

- （熊坂教育長） 議案第1号 平成28年度愛川町立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る愛川町教育委員会の方針についてでございますが、来年度使用する教科用図書を今年度採択するため、別案のとおり方針を定めたいものでございます。

内容につきましては担当よりご説明申し上げますので、ご審議の上、お認めいただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

- （井上教育開発センター指導主事） では、参考資料1をごらんください。教科用図書採択に係る日程を示したものになります。左側が町村教育委員会となります。

まず、4月に行われるのが採択方針の決定です。愛川町は本日この会議で行っていただきます。なお、清川村は21日に既に決定しております。あす28日には、本日の決定を受けて、

第1回愛甲採択地区協議会が行われることとなります。

5月です。5月8日には厚木市と合同で調査委員会が開かれ、この日から調査員による調査研究が始まります。

6月には、教科用図書の展示会が始まります。そこで、各学校にも研究を依頼することとなっております。

7月には、10日に第2回愛甲採択地区協議会が行われ、調査員による報告を受けて、教科用図書の検討を行います。27日には愛川町と清川村において定例教育委員会が開かれ、採択をしていただくこととなっております。

8月には、採択結果の報告を県教育委員会と学校に行うとともに、来年度に向けて需要数の報告を行います。

採択に係る流れは以上になります。

参考資料2をごらんください。教科用図書採択に係る事務の流れを示したものになります。

上から、県教育委員会が行うこと、その下が市町村教育委員会が行うこと、その下が市町村教育委員会が設置する愛甲採択地区協議会が行うこと、その下が愛甲採択地区協議会が委嘱した調査員による調査委員会が行うこと、最後が、各学校が行うこととなります。

次、参考資料3をごらんください。教科用図書の概要についてです。

教科用図書は、文部科学省の検定を受けて合格した検定本と呼ばれるものと、文部科学省が著作者となっている著作本の2つがあり、これが教科書と呼ばれております。もう一つ、教科書以外で特別支援学校や特別支援学級で使用されている文部科学省が選定した一般図書の一覧の中から選ぶ附則9条本と通称されるものがございます。採択期間は小学校、中学校ともに4年間の継続採択となっております。採択基準は、教科書は採択地区で同一の教科書を採択するとなっており、附則9条本は、児童・生徒の状況や発達に適したものを採択するとなっております。採択の時期は、どちらも前年度の8月31日までとなっております。

下の表は、検定、採択、使用の周期をあらわしているものです。昨年度ご採択いただいた小学校の教科書は今年度から使用が開始されて、中学校は周期が1年ずれているので、今年度採択を行い、来年度使用を開始することとなります。

参考資料4につきましては、教科書採択に関する法令を載せております。

参考資料5は、神奈川県教科用図書愛甲採択地区協議会の規約でございます。

昨年との大きな変更点は、第4条の組織の部分で、昨年は10名の委員による協議会でしたが、ことしは12名となっております。教育長が加わることにより、町村教育委員会の権限と

責任がより反映されるものになると思われます。

最後になります。参考資料6は、採択地区協議会の構成と調査委員会における種目ごとの人数と、市町村の構成をあらわしておるものです。

以上、大まかではございますが、教科書採択に向けての説明を終わります。つきましては、このもととなります採択方針の決定に向けて、ご協議をお願いいたします。

以上です。

○（井上委員長） 説明は以上のとおりです。

これより質疑に入ります。質疑がありましたらお願いします。

○（梅澤委員） 参考資料2番のフローチャート図の件です。

一番下にある各学校からの意見集約が、かなり最終段階になってから、つまり、意見を集約した後、教科書採択に直結してしまっているところがちょっと心配な気がいたします。

というのは、一番教科書を使われるのが子どもであり、でも、子どもはここに入っていないとなると、先生だと思ふんです。その先生、全ての先生を対象としたアンケート集約が最後のこういう場面にぼんと上がってきたところで、調査委員会であるとか、この地区の協議会の意見を覆すほどの影響力があるのかどうなのかというところの、この矢印が、意見集約から教科書採択までの矢印の位置がちょっと気になります。

具体的には、この意見集約が、個人的にはですよ、調査委員会のところに向いたり、あるいは愛甲採択地区協議会のところにこの矢印が向いたほうがよいのではないかと考えます。つまり、先生方の意見が調査委員会が検討する際の材料となったり、あるいは愛甲採択地区協議会の会議での議題の指標となったりするのが望ましいのではないかと私は考えます。いかがでしょうか。

○（井上教育開発センター指導主事） ありがとうございます。確かにこの位置でいきますと、一番下にあり、これがどうも時間の経過をあらわしているようで、確かに矢印が意見集約から向いているのが教科書採択直結となっているという部分で、調査委員会や、また協議会などに意見が反映されないように見えるというところは、そのとおりだと思います。

実際には、この部分に関しましても並行して行っておりますので、その意見を実際にはその集約の途中段階でも伝えることは可能であると考えますので、今後は矢印もこちらに向けておきたいと思ひます。

以上です。

○（梅澤委員） よろしくお願ひいたします。

- （熊坂教育長）　ここの部分ですね、一つには、大きな問題としては、各学校が検討している時間がかかり、ないということがありまして、教育委員会のこの会議で最終的に決定をするときには、全部の学校の意見が出そろったものの資料が出てまいります。それと、採択地区協議会、この資料と、もう一つは、教育委員さんご自身が教科書を見ていただいて、自分なりの意見、この3本立ての中で最終的に合議のもとで判断をしていくと、そういう形をとっております。ですから、採択地区協議会までに学校の意見の取りまとめができるかという点、これはなかなか時間的に難しさがありますので、ご意見、言われたことももっともなんですが、現状では、最終的に教育委員会の会議のときの資料として出して、そこで反映という形を今までとっておりますので、ご了承いただけたらと思いますが。
- （梅澤委員）　わかりました。
- （井上委員長）　よろしいですか。
- （梅澤委員）　はい。
- （井上委員長）　これは、愛甲採択地区協議会ですから、清川村と一緒にやっているわけで、この流れについては清川村も同じ流れということですよ。
- （井上教育開発センター指導主事）　おっしゃるとおりです。
- （井上委員長）　これは、相談というか協議しながら、こういう流れでやっていこうということで、もう共通理解をして、同じになっているわけですよ。
- （井上教育開発センター指導主事）　はい、事前に協議をしております。
- （井上委員長）　じゃ、愛川町だけ変えるわけにいかないということもありますよね。今の梅澤委員の意見も……
- （梅澤委員）　となると、教科書採択が、清川村と教育委員会と一緒に開催されないということなので、結果的に、上がってきた意見は恐らく地区協議会で上がってきた意見をそのまま異議なしと我々が言って通ることがかなり予想されます。となると、一番下の各学校での意見集約というのは、かなり形式的なものになってしまうので、そうすると、一番子どもたちに近いところ、つまり、その教科書を使う人の意見がかなり遠ざかってしまうような気がいたします。この教育委員会教科書採択が清川村と合同でなされるのであるならば、それとは違う意見にはなるんですが。

例えば、対案をここでお話しすると、この意見集約の部分の矢印が直接、教科書採択に来る分には構わないんですが、この意見集約をインフォーマルに、各学校の代表の先生、あるいは、こういうのがいいよねということがどこかで調査員の先生方に伝わるような何かがあ

るといいのかなと思うんですが。いかがでしょうか。

- （熊坂教育長） 各学校の意見集約ができるのが、実はもう7月になってしまうんですね。中学にしてみますと、期末テスト等が6月の終わりにやり、採点したりしますね。現実的に各学校が教科書を見て意見をまとめる段階が、なかなか時期的に合わないんですね。この調査委員会のほうは、6月の途中までに結論をまとめないと次のステップへ行けないということがございます。調査の結果というものは、これがいい、悪いという形の報告ではありませんので、それを判断するのは、一つには採択地区協議会ですね、ここでどれが望ましいかというのを論議いたします。そこには当然、保護者の代表の方もいますし、教員の代表もあり、教育委員の代表、それから校長会の代表等ありますので、子どもにかかわる部分の方の代表が全て入っているので、各学校の意見が恐らくその中で既に反映がされて出てきているものと。確かに形式的といえそうですけど、そういう形でとっておりますので、できましたらこの形で進めさせていただきたいというふうに思っております。

もう一つ言いますと、従来は採択地区協議会の位置づけが若干曖昧だったんですが、法律の改正になりまして、この位置づけがはっきりいたしました。ですから、法律でいくと、この採択協議会での意見集約を各教育委員会が採択をする場合に、最大限尊重しなさいと、そういう条件がついておりますので、不一致ということが起こりにくくなっているという部分がございます。

もう一つは、単独採択というのものもあるんですが、いろいろ清川とのやりとりで、ご存じだと思いますが、それもなかなか難しいということで、一緒にやっていると、そんなような形をとってございます。

以上でございます。

- （井上委員長） よろしいですか。
- （梅澤委員） 会議の中で、ぜひ子どもたちのための教科書を採択するということで、もちろんそうなっていると思うんですが、ぜひよろしく願いいたします。
- （井上委員長） 梅澤委員の今のご意見、大変貴重なご意見だと思います。私もそれについては感じるところもあるんですが、現場の学校のほうに研究の依頼をするのが6月、それで、愛甲の採択地区協議会は7月10日ということで、私もかつて調査員をやっていたんですが、日程的に物すごく、現場の先生、1カ月くらいでまとめるというのは難しいんです。採択協議会から次の調査員の採択の日までが2週間あります。この2週間というのが大分貴重な時間ですので、各学校の先生方にとっては、その2週間はやっぱり大きいと思うんですね。だ

から、日程的にはやっぱりかなり厳しいというところで、こういうふうな流れが出てきたというふうに思いますので、ここら辺のところは、委員の意見もこれから少し検討していただきながら、今年度についてはこの流れでやっていったらどうかというふうに思いますけれども、よろしいですか。

○（梅澤委員） はい。

○（井上委員長） そのほか。

○（平田委員長職務代理者） 参考資料6のところなのですが、今年度より教育長が中に入られてやるということで、いろいろな紙面のほうも変わられたと思うので、ごめんなさい、私、過去のことが余り覚えがないので、過去もこのように紙面が流れていたかどうかちょっと不明なんですけれども、調査員会のところの調査員会についての別表2のところ、愛川町のほうでは8名の方、清川村のほうでは3名の方が調査員会に入っているんですけれども、この各科目のところでは、採択があるときには、このように科目の当番というのでしょうか、これは毎回、清川の方たちは音楽、次に保健とかいうふうに分かれてやっていらっしゃる、輪番で回っているのでしょうか。この辺が固まってしまうと、いろいろな採択をしている意味も余り、同じ方が毎回毎回という、それがあるので、ちょっとお尋ねしたいんですけれども。

○（井上教育開発センター指導主事） この種目に関しては、輪番ということは決してございません。清川村と愛川町で実際に話し合いながら決めていくわけですけれども、そのときには清川村の現状、あちらは学校数が少ない分、職員、先生方も人数が少ないものですので、尊重しながら種目を決めているところでございます。

以上です。

○（平田委員長職務代理者） 人数が少ないということは存じ上げているんですが、同じところに毎回入っているということはないということですね。

○（井上教育開発センター指導主事） はい、ございません。

○（平田委員長職務代理者） わかりました。ありがとうございます。

○（井上委員長） そのほか、いかがですか。

（発言する者なし）

○（井上委員長） よろしいですか。

では、ほかに質疑ありませんので、質疑を終結し、表決に入ります。

議案第1号 平成28年度愛川町立小・中学校で使用する教科用図書採択に係る愛川町教

育委員会の方針について、本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○(井上委員長) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第1号 平成28年度愛川町立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る愛川町教育委員会の方針については、原案のとおり可決されました。

◎日程第5

○(井上委員長) 次に、日程第5、議案第2号 愛川町社会教育委員の委嘱についてを議題といたします。

提案者の説明をお願いします。

○(熊坂教育長) 議案第2号 愛川町社会教育委員の委嘱についてでございますが、今年4月30日をもって現社会教育委員の任期が満了となります。そこで、平成27年5月1日から2年間になりますが、社会教育委員を別案のとおり委嘱したいと存じます。

詳細につきましては担当よりご説明申し上げますので、ご審議のほどをよろしくお願いたします。

○(片岡生涯学習課長) それでは、社会教育委員名簿をごらんいただきたいと思います。本町では社会教育法の規定に基づきまして社会教育委員設置条例を定め、定数を12人といたしまして、任期を2年といたしまして定めております。ここで任期が満了となりますので、いろいろな関連団体に推薦などをいただきました結果、こうした名簿をご用意させていただきました。

まず、一番上の学識経験者枠でございますが、元区長会長の萩原庸元さん、それから、青少年教育に学識がおありの吉田法人さん、学校教育に学識があり、中津公民館の元館長をされておりました木藤美智子さん、それから、学校教育関係者といたしましては小中学校校長会の代表として中村正先生、それから家庭教育関係者として、PTA連絡協議会から副会長の木下英治さん、それから社会教育関係者といたしまして、町の婦人団体連絡協議会から会長の萩原元子さん、子ども会連絡協議会から会長の矢直和さん、青少年指導員連絡協議会から副会長の小沼朝男さん、スポーツ推進委員連絡協議会から会長の山口淳さん、そして、次の地区健全育成組織連絡協議会なんです。こちら推薦依頼を出しておりますが、こちらの会議が5月の末の会議で決まるということでございますので、本日、お名前をお示しすることができませんので、決まり次第、またこの席でご報告をさせていただきたいと思っております。

ります。そして、文化協会の会長の高橋篤則さん、体育協会の会長の齋藤増雄さん、以上の方々、12人の方々にお願いをしたいと今考えておるところでございます。

以上でございます。

○（井上委員長） 説明は以上のとおりです。

これより質疑に入ります。質疑がありましたらお願いします。

（発言する者なし）

○（井上委員長） よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○（井上委員長） 質疑ありませんので、質疑を終結し、表決に入ります。

議案第2号 愛川町社会教育委員の委嘱について、本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○（井上委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第2号 愛川町社会教育委員の委嘱については、原案のとおり可決されました。

◎日程第6

○（井上委員長） 次に、日程第6、その他を議題といたします。

（1）愛川町埋蔵文化財調査員の委嘱についての説明をお願いします。

○（相馬スポーツ・文化振興課長） それでは、愛川町埋蔵文化財調査員の委嘱について、ご報告をさせていただきます。

資料3をごらんください。愛川町埋蔵文化財調査員につきましては、試掘確認調査業務など、町の埋蔵文化財保護業務を円滑に進めるため、今年度、平成27年度から、資料3の後ろに添付をさせていただきました愛川町埋蔵文化財調査員設置要綱に位置づけられ、同要綱第2条の規定により、教育委員会が委嘱することとなっているものでございます。

つきましては、資料3に記載をした1名の方を、4月1日付をもって調査員に委嘱をさせていただきますので、ご報告をさせていただきます。

なお、調査員は資料3に記載のとおり、平本元一調査員、前厚木市文化財保護課長を歴任され、現在厚木市市史編集委員会委員を務めておられます。長年、埋蔵文化財の発掘調査に携わり、人格、見識、実績などを加味いたしまして、適任者として調査員に委嘱をさせてい

ただいたものでございます。

説明は以上でございます。

○（井上委員長） これより質疑に入ります。ご質疑、ご意見等ありましたらお願いします。

（発言する者なし）

○（井上委員長） よろしいですか。

この方は愛川町にお住まいの方ですか。

○（相馬スポーツ・文化振興課長） この方は相模原市の緑区の鳥屋になります。

○（井上委員長） 愛川町の方ではないんですね。

○（相馬スポーツ・文化振興課長） はい。

○（井上委員長） では、よろしいですね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○（井上委員長） ほかに質疑ありませんので、（１）愛川町埋蔵文化財調査員の委嘱については、ご了承願います。

本日の案件につきましては全て終了いたしました。各委員からご意見、ご感想等ありましたらお願いします。

（発言する者なし）

○（井上委員長） よろしいですね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○（井上委員長） 事務局で何かございますか。

（「特にありません」と呼ぶ者あり）

○（井上委員長） よろしいですね。

それでは、以上で4月定例会の議事日程が全て終了いたしましたので閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○（井上委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、4月定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

なお、次回の定例教育委員会の日程については、平成27年5月25日、月曜日、午前9時からこの201会議室で開催いたします。よろしくをお願いします。

愛川町教育委員会会議規則第19条第2項の規定により、ここに署名をいたします。

平成27年5月25日

教育委員会委員長

井上正博

教育委員会
委員長職務代理者

平田明美

教育委員

榮利隆一

教育委員

梅澤秋久

教育長

熊坂直美

調整職員

馬場貴宏